

江都濫

藩濫卷之九十四目錄

六部

保科肥後守源正之



藩鑑卷之九十四

保科肥後守源正之

一 正月廿四日ハ毎歳増上寺へ清成様ハ  
されぬとも大々事ゆつて清成ハ  
相やみ此名代として保科肥後守  
後清成ありぬ故宅の前京橋へ  
出立り去る十八日十九日兩度小焼死

たる者との死骸と一所も持よりせ  
山のこころく積並ぬと見分らぬれ  
供の侍と出呼ひ浅草橋出門外よ  
も焼死たる者の死骸と積並たる  
この儀ありこの所ぬこれある死骸  
とも分量ついで多少のゆきしと  
いし見分ついでゆりぬやうもと出  
中付御宅にゆれぬぬ其者三ゆり

結く見分仕りぬよ系橋ぬこれゆりぬ  
死骸の二合ついでこれあるやと中  
ぬよつき其後登城にゆれ掃部頭後  
とむしめ各所老中へ肥後守後  
中されぬよ系橋増上寺浄代系  
と相勤め御宅の前系橋へ居候今  
度焼死の者ともを見分ついで浅  
草橋へ家来を遣がし見せぬぬよ

系橋よりこれある死骸の二分は石と  
あるごとく中より右両所の外川筋場  
へ流れ沈むこれある死骸数のきり  
もあきまじしに也

公方様御当地も御座成されぬと  
思ふ天中の万民寄集り今度の  
大變は虫合横死を相遂ぬといふ  
不便の儀もこれあり其上數万

人の中に如何やうある者の是ある  
はきもまじりのごとく此知は悉く外  
海へ流れ捨り次第とこれある儀は  
如何これあるはき也願はくは公儀  
より御付られ祈ふこれある死骸  
ごもと祈も持とて取らつめぬやう  
にいつし度事ぬと申すに  
御取後其外此老申すも一紙此

衣の儀とこれより町奉行元へ作付  
られ様多國た邊の車着七車中の若こ  
へ公儀より私と申行と申し並れぬ  
つき又七日の旨も祈り方こそあれある  
焼死の若死骸もゆりに張らば牛馬  
犬猫の死骸とも残りなく持よせ  
祈りも埋並ぬ以後寺社奉行申へ作付  
られ常念佛堂と申建立作付らる

只今の衣塚寺これあり

江都監  
本新田町

一二月廿四日増上寺裏門通り水取  
のとき寺中乃川橋焼落ゆて焼  
損一本と渡り並ぬよつき師等成  
りてく水取ありて水渡り水端倒  
り落させりへき祈り水橋朽  
言橋市所在處の橋の向より年と出  
ゆよつき水取つき水より在りれぬ



とも水藤のうへまで稜柱の儘付水  
水海、後市所た憂つを水獲めあされ  
垂よ、口させられ水沸版を下され水  
い河りのかゝる水事、水あせの松

一 世月公氏食の之しを祀し是等  
て諸大名ごとくて國邑にうへ下しむ  
是よりして米の價値しく民安堵

す 六律遺事

一 比きき淺草の倉廩も亦悉く焼け  
米穀山の如くおして其火久しく  
消えす諸老市町よ令し人吏を  
おして是を滅しめんと議す公の  
しふ今市井皆大たよ罹りて其  
新を失ふつま又人吏を乞ひつよく  
困窮せむ詰ふむろく市井よ令し  
て云ん今水藏の米わけて火事

消えたり人ごもまじし食もくらひし皆  
自のともつゝ消く是れをこれと我ら  
は令せすしして諸人きそひ集りて  
これとさう大まきしおのつゝ消ん  
是殿を救う大と滅すの良策か  
らむと諸老これと同すをさうして  
其言の如しあこせの松

二月朔日公の二男長門守公頼後四位

没す八歳十二日此例内藤忠雲の忠由を  
して弔慰したまひ老申とさしめ  
皆来りて弔ふ公のつとなく今大災  
の憂元が安ふす一人の男子と美ふ  
とつとこも國家の為慈悲すへき  
ときよあふす頼とくは速く忌と  
ゆゑし給ふの命と得く城も登  
らむ事と清ふと七月大森伝法寺

どして忘と免さうも望八口登城す  
是よりさうき長別種へ水藩等範より  
水撰もめて井深四郎兵衛と水傳よ作  
付られ相勤法在り水年若もめて涉  
器量抜群も水産あされ孫よ水勤  
學毎日本懈怠これあく後く各  
別も成りせりもへくと踏人存り石  
との儀と相さうん水物も水性質

水よましく何とあく水形つぎ水氣  
及水勝成されす水よつぎ西岸兵衛  
水勤學暫く相廢られ水外これある  
ましくと存り究め申將振思言  
相何ひやうへくと其次等を逐へ  
水徳よ達り水紅水海公これあく  
猶もしく中へ水へとも水解振ひされす  
水鬼角思言も應せさうも水やうす



少くもさやういふあつぬ事の下  
いふもも此の入りしたる沛意もて  
奥へ入りせられぬる四節兵衛をり  
より此種もすうり着き沛龍の此  
徳明といひ暫く此勅学相廢され  
ぬとして此氣力もいひのこさ事には  
史ともいふ思ふ入りすぬりし拙者  
此傳も残在ぬ内へ中へいひぬる

彈ありし此を討し拙いされし並  
る。まよし一筆して中へいひ此思案  
これあり此心も似てまよし一沛意  
これあり四節兵衛のりかしく存  
し其通へ中へいひ此知るあつぬ  
重らせられしいひある此事にや

土津遺事  
ふんせの松

一 以月此旗本の士焼亡せむ者も今小應

して普請料の金を賜ふ物も官  
庫を以て之に及びて如何あら  
んと云哉あり公の云もと官庫よ  
なく之らも忍び給ふるに用ふ  
用ひりも後給ふための料もあ  
りすやこのときふりて救ひた  
まふ事ありしめなく之給ふ事  
ありしめと違ふ一回と救ひ

給ふ事にありぬ

一 大事以後乃ち物入めて必要肺出  
支よつぎ諸大名へ借米の儀作付  
りしめ此後これあるは是れ給ふ  
りすとして出済かこれなくふ中  
にもしも一も儉約を作付られ給ふ  
く但此旗本の西へ此紙引のうもりよ  
まこれと此の成されぬとの儀は昔

しつるまゝしきよし作りぬ儀これある  
すゝのところ是等乃極よあるのりれ  
同年二月諸大名ありひふ此旗本の元  
町中までもあつく儉約をもちり小作付  
られ獄上の品とせし者もあされ老中  
諸役人への音信も相やめられ衣類居  
宅乃分量等何れも奢侈よこれあき  
やうに極小相定られぬよしふみせの松  
誓徳編

一 當春の大事も此城乃本藏へも大掛  
り天中乃各物清代への本寶器とも  
多く焼失つて其儀世上流布し  
しめてい置るのりすぬ者成ふと  
秘密よしよし並く絶へきうと清  
老申方此中の此其儀もい及ふまゝ  
くぬのやうの大變も此此姦賊乃其  
汰もあく此を為ある儀國家の福れ

小すきましくくは景就あとの類ハ何  
やうの志正たりとも時わけて焼失仕  
るふままでての事にはとて其辰あこ  
ふふもは公小掛られずは實一も  
はさきの火のゆいお今未嘗有る変よ  
これありあらうら由井九摺等の逆  
花放火の紛とも小兵と記さんと巧み  
は後まもこれありふ下の諸人相安

かぶさるよしにぬゆる事の志改道其  
あよ當りぬぬのきほとなく安堵し  
一相替りす目出度志難隘の法代  
と相成は事申将様ハ中に及びす  
志執政の元志幸常大形あつさるは  
儀と相聞えぬ あこせの松  
一同じいさく今さきには大橋とやして  
世よあてもとをや一ぬハつらより

出来たる事にもや右繪志と中儀以前  
ハこれあく此礼

嚴有院祿濟代酉年の大大事以後  
井俣掃部政後保科肥後も後とて  
め其外此卷申方此考合此當地大繪  
系と申ものいあくしていあはさるる  
にゆとある此相終めて俣良も後の  
此撮りとあり山條安房も後め仕立

若上ゆやうにと作付られ此 江都禮

一 万治元年戌戌他家にてハ平生も  
家中より普請の着到と出させ去  
年の大車後の家中の償と受け  
此方も相聞えゆへとも中將様ゆへ  
さやうの儀平生此家中へ作付ら  
れず大車以後とて何の役も作  
付られず其上も大に違は者



ともい早くも本救ちされ兼くも折々  
本金貸せられ取つてきりやうにと  
本情を以てられ育のこきりやうとも  
めりぬ其のひもこれあく諸士身  
解取直さうる儀本昔方拙なれ後々  
儉約の儀本教これあり猶又今春  
此意あされぬ世に儉約の儀鬼角  
公儀より猶又作出されこれあるへ

くめへとも倉津表家中の面より  
つ儉約仕へくぬ常より後とせ  
此儀組取いもこせ其対子石以上の  
者もこせぬとも昔のゆきもんこの  
儀よ思召されぬ後れとも必りす  
もこせぬやうめと思召ぬ儀あこれ  
あく武道具とちあうと常のやう  
の類も手取め仕るへくぬ平生の儀

数多きものゆゑに少くとも衣服飲食家畜  
器仗品などをとり節約しつゝ一己仕の  
者も入すべくあは仕るべくも面々  
の嗜むべき新い先悟立書へも此諸の  
を節約し金銀をむさうとたくまへ並  
ゆやうにとの儀も六曾てこれあり且  
振替の儀急度停止せしむへ其  
外税云ありひも吊の儀もても税

く仕るべくもあて奉ることも能く得  
つゝ自分もて急度相審み諸人  
も見すべくも且又江戸も在る者  
ともまつ早く節約作付らるべくも  
なまじり公儀より作せされこれ  
あきかへ世俗も遠ひも儀如何も思  
出見合せあされも今かへも覽合  
され急度作付らるべくも旨意な

されぬ 子とせの松

一 同年の夏乃ころ戸枝市市左邊の末子  
徳之助十二歳も相成ぬと此小姓も戸  
出されぬは河うりかきも此もあり徳之助  
儀親市市左邊の此簀代筋の者小戸  
ふて身解相あすす大勢乃見ても  
掛り居ぬと迷惑も存し何方へあり  
とも無出度し母へ相頼ぬとも年

もも似合さる儀も中として此並ぬぬ  
存止りぬ公底これかく當春湯衣  
引目付戸枝年無湯江戸へ登りぬ  
爺齋澤跡へ見送としと集り年  
兵衛へ向ひ親も掛り居ぬ儀迷惑  
ししぬ何方へありとも無出度と  
兼て存し父母へ書並つししぬ旨  
江戸まで戸連ぬれぬやう遣てこれ

を中幼年の者よつぎ平兵衛種く  
すかゝあつめ教訓をも加へ少くとも  
斯まて存へ詰病りぬる相あふ  
すどく自害つすすよしに  
胎指とぬきぬかへ是取も及つす  
戸連ぬ知中將様國戸れ初年い  
奇特の者も思戸されわくく  
戸仕りれぬきぬ合もこれある

沛意抱へされ沛前へ戸出され水小姓  
作付られぬ親にも小をつくハ初めか  
く不届の次第必定此難事もある  
へくと迷惑仕り居ぬ知存くとも  
仕合感涙と流へ相悦ひぬすもぬ  
態く物儼然と結構も生互後年え  
版作付られ表ふ所と改め小番は作  
付られ中將様出費もすろく沛







とも不念と申されぬよ、是れも及の  
すれ鬼角云つて、ふり、水吟味  
の上もて、ふり、不念も相極りぬ、  
其上もて、水拜願あさる、ふり、  
ふり、水老中にも、水圓あされ、  
と作せられぬよ、つき、中将極作せ  
られぬ、役人たる西、み、に、  
私とつて、事、水鳥あり、さる儀

よ、水、向後の見、ふり、に、  
られぬ、やうに、と、存、ふ、  
に、ふ、ふ、其、通、に、  
極、大、名、元、辰、と、申、  
相、圓、え、ぬ、  
も、これ、を、さ、やう、  
要、の、よ、  
水、清、取、ぬ、

築之るゆよ人勝たよ哉りゆゆと  
もに水壘三年四月水普清成就了  
しゆ月よ

一 萬治元年十月二十一日令領内増蓄糶  
備以備飢饉及軍用 土津靈神事實

一 万治のまゝめと相聞えぬ兼て江  
戸用水の儀水若芽あされ山平ハ  
水結ゆとも其他い地形あししく

水重うすす諸人の難儀もこれあり  
大ゆりのときなともな又ゆゆつき水  
道のししし方を水工凡あされ玉川の  
水と引りり用水もつすしごとこの  
水相後も相ありぬ其ときも武用の  
ためもよろしゆのたさるる命や元も是  
あるところ中將換作せられぬ八國  
郡を存るべきの概よといくハ堅ま

とむひとすすへく事に此天中乃  
此産城もむつく一万余民使用し事  
たり安着しし此儀此要害の事  
一と存する事に此と作られぬて此  
決定をされ十餘里の水道掘削成  
就しし永く此府内便利と成  
此儀も此史のみあらず此水利も  
よりて此右乃曠野に新田と開き

四十餘村乃民長難大の聲相聞え  
此やう成りも此いりりりの永利

そや ふとせの松  
七津遺事

一 万治二年秋江戸の沸城此殿向残り  
す此普清成就しし此但此天守の  
出来中より此是ハ大に以後此天守  
たしめの此普清の儀井俣掃取取後  
酒井空平後たしめの此相後のととき

中將振作よりぬの天守の近代織田  
右府以来のものにいくさの城の要害  
小利ありと申してこれあつた  
遠く觀望しすすまてのりぬ當  
時武家町家大小の事家化仕りぬ  
よ公儀乃此化り承引ぬいむくの  
際も相あるべきのやうの儀も國  
狀と費せられぬ時節もこれあるま

〜〜當分此延引物へきこの此儀よ  
て沛天守の此普請ハ此此汰相止ぬよ  
〜〜にぬふの松

一 同年冬會津表鑑察孤獨の貧人にも  
此も及はざるやう隨分申付〜〜ぬ  
の給物ハ米も〜〜にこれあつたぬ取  
もせぬて身命をいつあき申物のぬ百  
其公得〜〜〜ぬぬやうぬと沛意あき

れは以て其毎度此改めめて一人一日  
都合つこの積り社倉米のうちを以  
てりされし一貧人ありと一若者も  
一も其者様お成りまて以積を以て  
又箇月之箇月も一七八箇月もされ  
水取立ありさるゝ其まゝ中されぬ又  
新穀これあき乞食とも橋中或は  
大木の根ありとも春風雨もあゝ

られ例死つゝ一水解不便の事につぎ  
乞食小座作付られ馬場町末も建並  
れ今よこれありぬ目上

一 萬治二年十二月二十四日禁灌水于娶  
者 土津靈神事實

一 万治二年二月廿八日公撮娶の制法を  
定む 土津靈神

一 万治二年二月廿八日村内の土倉傷取違



ふ年の喪を引ふ公これとさう感嘆  
してとらす是をめでして家士とあす

同上

へる治之庚子年當年日光山浄系指拵  
はさるへく其節ハ中將拵出留守か  
されぬちつめぬへとも通ころの度く  
出火これあり穂あふすぬ百まつ  
水交引拵いされあうるへき台作よりれ

水沙汰相止ぬまゝ同年の春諸大名乃  
献上物最早舊例の如く相渡されぬ  
ても昔ころるまゝきよく水僉儀の如  
まつ是まゝの通り成並れ物へき  
よしと作よりれ是まゝ水沙汰相止ぬ  
よしふぬふみせの松  
へる治四年寛文と改えの令あり公これ  
を聞くとまゝ我既よ以事ありむす

と志る程れこも令よ先たちもいひや  
まつく云語も發せし是公議を濟す  
あり申すよ年號の物語ある毎よ甚  
憚く心を考す今以令出て氣も  
まじし舒ひたりと公朝議の濟るを  
防く事常よ斯の如し大津靈神云は豫  
大津遠より  
一寛文元年當年は諸國豊年にこれ  
あり會津表山中はちと冷すも志

のここれあき新もこれありゆへとも  
一辨化方宜やうよ圃一白され秋よ  
いより沛意あされゆへ百姓とも農  
隙の節ハ凶年と急當蕨類の稈を  
取並ゆやうもと中付へくゆ  
冬より春へかけ葛あ下ひよ蕨の  
根と掘水干しし其粉を稈とす

一此事にゆ

此種の時分此さるる公掛の豊集の節  
も仕るへく此代官郡を引くもたぐ  
新後あくる中付へく此代官さるるの儀  
も年貢を取立るへ偏の公持もて  
と存せず其分りけ年並つす人  
しとの此儀も此のやうも度々此念  
入りれ此出る中へ諸役人もて思台  
を時分仕り西々の身小引のけ精

入れ中付此中もこれあり既よ南山  
此藏入の地い山中申申へ度々此他つ  
し此中につき桑稗の雜穀まきくも  
蓄りやうに中付寛文乃末も及び此  
牒のためめとして味増まてても澤山葱  
さうせたくりへ並ルし或は儉素を此教  
へ或儲蓄を此教へ民官の儀亦若方  
控はされ此改道の條中へさるる

これありしよりいふ ちこそは

一 兼く本朝の神道中古以来衰微のや  
うすと嘆かされ古川惟良の萩原  
之後兼淡々の相傳許可と受け相列  
豫倉も隠居居たよりを聞ては儒長  
版教安休とすものをおいされ本寺同  
あされ其後江戸へ往出にて寛文の  
ちより神書の講終を聞せられ

度く百ありし其奥秘まで聞て百さ  
れは進くは推挙ありて公儀へ百あり  
此今の古川家其子孫もる 同上

一 寛文三年春出願申付て一兩年以來  
本年貢替海も及び兼此十三四年  
以前より米價はり並もこれありて  
とも其時分より免ありありあり  
これあるべきやの旨免相もてめつ



ふか丸屋の月ふか丸屋のふか丸屋  
捨りされぬり村と吟味しし貧富  
の強弱は後ひき引しし度より  
郡を引しより上ぬ其飯園はこれ園  
窮の新と徳教ひ五光百姓質巻よ  
出ぬ若これあきやう隨分勤弁や付  
へくぬよき村へ用捨ハ物へへくすぬ  
惣くの子當其道理ぬのあひり村

甘き百姓の風俗山路もあるへき儀よ  
つたどひよ分の水も當ふぬとも作  
付りるへくぬ物れとも其ころ合よき  
あとの吟味如何これあるへくと思  
ぬ諸事念と入れ水も當ぬ処宜相計  
ひり付へき旨作せりぬよつき其秋  
まゝくに明細相改め二分一厘も毛解の  
免りにく物へへくと僉議仕り付



ゆき言ふありとあり目

一寛文二年十月十九日公疾して嘔血  
す月廿二日

大君廟諱例松平氏被<sub>レ</sub>小捕<sub>レ</sub>紙をして  
公乃病を同<sub>レ</sub>む公病を祈ひ<sub>レ</sub>これ  
を門よ送<sub>レ</sub>ま<sub>レ</sub>これと門よ送<sub>レ</sub>る廿二日  
若年参<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>但馬守<sub>レ</sub>職令<sub>レ</sub>を奉<sub>レ</sub>して  
来<sub>レ</sub>り公病をつとめ<sub>レ</sub>く官使を運送

するの事をぬき<sub>レ</sub>うひ以後官使と称  
せす<sub>レ</sub>して私をもて病を同<sub>レ</sub>む<sub>の松</sub>

長津遠<sub>レ</sub>

一此年中將松平作<sub>レ</sub>ら<sub>レ</sub>

権現様以来流<sub>レ</sub>眾水預<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>ひ小<sub>レ</sub>藝<sub>レ</sub>居  
作<sub>レ</sub>并<sub>レ</sub>並<sub>レ</sub>れぬ者とも水<sub>レ</sub>赦<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>は<sub>レ</sub>され  
ゆ<sub>レ</sub>く水<sub>レ</sub>満<sub>レ</sub>悦<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>されぬ<sub>の松</sub>

一重き<sub>レ</sub>水<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>元<sub>レ</sub>中<sub>レ</sub>將<sub>レ</sub>松<sub>レ</sub>水<sub>レ</sub>推<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>し<sub>レ</sub>め<sub>レ</sub>く

作つけられぬ方みかゞさるすゝの紀  
中にも神原式部大輔忠次後忠次侍事、  
北河ある事ぬや申将換と兼て水  
不和のやうにしく殿申にしく水出倉の  
時分も水用の外、時候の水出も  
あされさるほとにこれあり或郡  
大輔後水迷惑も思召水徳兵衛も  
あさるへと水若芳あされぬすゝ

に水物と紀ある万治申井俣掃部頭  
後水卒去以後其跡水役ハ作付られ  
すぬ紀實文二年のころ  
公方様侍前へ申将換口させられ  
ぬく掃部頭跡役ハ誰物とへきとの  
水尋これありぬよつき以水役相勤  
むへく器量の者ハ式部大輔もこれ  
あるへくすゝ作よりぬ

上様もも口ころ水不知ある儀ハ侍  
存これあり水親徳よ拍りす水推  
挙これある儀殊よ水感思口歌く  
或亦大補後ハ水大職作付られ水其  
前中將様水先祖小平太後以来水忠  
功の筋目如斯作付られ水感悦すく  
ふのりす水辰作付られ水よしよし水  
違く中將様水推挙のよし式部

大補後水用及びい深く辱く存せり  
れ水子孫へも作傳へられ水よし被水家  
よめて中傳れと相聞え水目上

一 寛文二年秋水家老友松勘十郎氏  
興江戸より唐巾水時分作合られ水飯  
水家老奉行へ中聞せ水長く江戸よ  
水階様へられ水留水暇巾一進せりも  
よめてこれあるへくさる水下向様ハ

され水自身と詰させられ水改道作  
付らるべくもなむと急度水仕並相  
存りやへくと思召ぬそれまでも其通  
まいくは並らせられかきこめつき今  
度ありきし作者はされ水其洋の儀  
各へ任せ並られ水儀も水に定めく油引  
あるましくく水ととも朝暮水かかとかく  
思召ぬもつき水暇病各存知の通申へ水

筆執らせられ水儀水産かく水へとも  
ありきと詰らせられ水自筆ふて漸  
く水徳なきれ水し並れ水ゆに水  
旨作出され水飯を存りまづ各万  
事と詰み水儉約しきさるべく水水  
家申ありひよ水腹申あきこの人  
数も水各少くも水畧もあはる  
てい諸人安くこれあるましく水

昼夜深く心をつくしやさるへくは  
さゆて何とそ存券も出来此家中の  
風俗もよよく百姓も公易くこれ  
あるへくと思ふ此條返すりく女も  
油引つこせまきくゆも水意ふ  
されゆも費書つこ中圓せつ  
れも律て形知仕此種く作せはされ  
此中もも此政事小預る面く公持

の事ハ万事法度を出し儀儀初  
乃る中にも大切ある儀よゆ留み  
まよ法度と立中留しこまつハ此  
内意と得ゆやう仕るへく兼く作付  
りれ此通り万中儉約の儀油引  
おく深く公を用ひ面く其身を法  
み儉約もつこゆりく相守り風  
俗も此の中へくゆと思ふ此且又民間



の儀甚水公評あくはる奉行人菅勝  
兵衛赤羽市右衛門の儀巡見しし氏  
情と察し若しむ所風俗の弊をも  
見ゆり万事存ありし事やすしく  
少しも氏の若し相あつてもやうか  
掛相思ふべくは氏若しより非法  
ある仕事もこれあるべくはさもその  
やうすも存ありし改あつてもいさ

やうもこれあくはる非法ある儀  
これあるもなづくは勅命の上は改  
成するべくは若し味しし中よりへく  
この事も其外は順申は仕並  
方四箇條作りされは等一八九十條  
以上の若貴殿男女を撰ますす扶持  
と宛りしし等二六六條其子不  
孝たるの旨能教すし等二六六條

子を教へしるす不慈なるの旨能教中  
すし一第回ハ祿臣巫祝等奇怪ある  
事ハ若シこれあつハ禁制しし其外  
異言異言の事急度追拂ふへくよ  
しの本書付た中これ猶又勘十所  
作合られしハ古俗久しく大葬ハ  
習ひきたりしハ死後とても親の  
葬と焚ゆるハ不孝ある事にハ子

とも多く持めとて取上り産子を  
夫の儀も舊來の風俗ハ祀是又不  
慈ある事ハ小思百され大葬の儀ハ  
後急度此法度ハ作付られしめてハ  
これあくハともわくハ平生油取ハ  
く中教其中ハ教を聞入る者是  
ありし中將極殊の外本嫌ハハ  
されし旨再よたありし物ハハ



杖持申され此思越く諸役人あひひよ  
わく民間の性来ぬ非分と以てくし民  
を悩まきん益のしよ一人も巨仕  
つすゆやうもつすすくし民の苦とも  
顧みす秋をふりぬ民力を費し  
此儀い志うるへくすぬ落人相類ぬ  
りく亭主跡畧もつしきす醫者を  
かけ随分療治しきせへきすし作虫

されぬましし諸士ぬ令しといましく  
田獵乃とき田畑をあつす事を  
禁せられぬましし同年冬民爲の  
儀ぬしも跡畧もてハ赤願申乃  
万民安穩もこれあるまししくと  
思ふされぬ郡奉行代官にも公を  
用ひ随分産これあるやうぬ常  
た公けあぬぬ急悲もても忽諸

もくハ百姓の身持味相成へ  
くハ心中慈悲もさくハり諸事  
厳しき事とゆりつけゆてさうる  
へくハ人を憚り諸人の心もさく  
をぬくつたにちるるをよこし  
といふ事とも多しこれあるへ  
と思ふはたき油取あくつつけ  
やうもとの心事にて百姓の風俗

遊惰も相ありさるやうに戒め抱いさ

これふさせの松  
古津遺事





[Faint, illegible text on the left page]

[Faint, illegible text on the right page]

